

2015
Disclosure

—医師の多彩なライフスタイルを応援します—

医師信組の現況

石川県医師信用組合

写真提供:金沢市

ごあいさつ



組合員の皆様方には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り心から御礼申し上げます。

平成26年度我が国経済は、いわゆる「アベノミクス」が前年に引き続き協力に推し進められ、円安・株高が進行した結果、大手企業の業績の回復、また株高による資産効果により消費マインドの改善も進みました。一方、金融機関全体を取りまく金融環境は、役務取引等の利益や有価証券関係損益が増加したものの、金融機関相互間の貸出金利競争の激化により貸出金利が更に低下するなど、資金利益の減少等により実質業務純益は減少し、全体として利鞘が縮小するなど収益面では厳しい経営環境となっておりますが、当組合の現況(平成26年度第51期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料としてご高覧賜りたいと存じます。

当組合は設立以来、医療業界における相互扶助の精神に基づき、石川県医師会をはじめとする各郡市医師会及び関連諸団体ならびに組合員各位のお役に立つ金融機関をめざしております。今後とも組合員のための金融機関として皆様の信頼に応えるべく法令遵守を第一に情報開示を徹底し、経営の健全性の確保及び経営基盤の強化に努めてまいります。組合員の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年 7月 石川県医師信用組合 理事長 近藤 邦夫

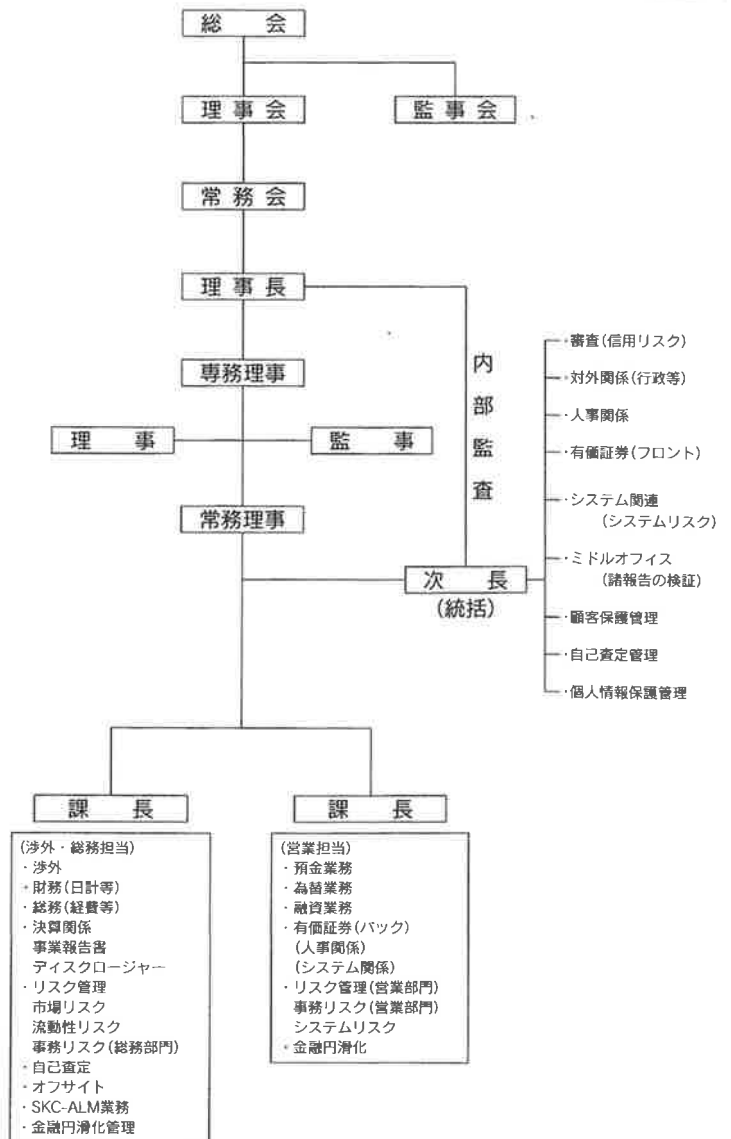
概況・組織

組合のあゆみ(沿革)

- 昭和39年 7月 石川県医師信用組合設立
- 昭和39年 8月 診療報酬控除等の業務展開を開始
- 昭和45年11月 振込業務(為替業務の一部)を開始
- 昭和49年 7月 創立10周年を迎える
- 平成 6年 7月 創立30周年を迎える
- 平成 7年10月 金沢手形交換所加盟
- 平成 7年11月 内国為替制度加盟(全信組連経由でテレ為替取扱開始)
- 平成 8年 8月 ディスクロージャー誌 第一号発行
- 平成 9年 5月 預金高100億円達成
- 平成11年 4月 「西暦2000年問題対応」及び業務のレベルアップのためのコンピュータ入替え完了
- 平成12年 7月 金融庁の金融検査を受検
- 平成12年10月 全国医師信用組合連絡協議会総会(金沢市で開催 当番組合)
- 平成15年 3月 金融庁の金融検査を受検
- 平成15年10月 信組システム共同センター(SKC)に加盟
- 平成15年11月 「石川県医師会・日赤共同ビル」に新築移転(金沢市鞍月東)
- 平成16年 2月 新商品「フリーローン」取扱開始
- 平成16年 7月 創立40周年を迎える
新日本監査法人による監査を導入
- 平成16年12月 融資の約定書・契約書等を全面改訂し実施
- 平成18年 1月 金融庁の金融検査を受検
- 平成18年11月 預金保険機構の検査を受検
- 平成19年 4月 「災害復興支援融資」(能登半島地震)の取扱
- 平成20年 1月 「原油価格高騰対策支援融資」の取扱
- 平成20年 4月 「ドクターサポートローン」(事業性ローン)
「ドクターフリーローン」(非事業性ローン)の取扱開始
- 平成20年 7月 「災害復興支援融資」(浅野川豪雨)の取扱
「災害復興支援融資」の制度融資化
- 平成20年12月 金融庁の金融検査を受検
- 平成21年 2月 「マイカーローン」の取扱開始
- 平成21年 4月 「新規開業ローン」の取扱開始
- 平成21年 8月 「診療所継承ローン」の取扱開始
- 平成21年 9月 「産科医療機関支援融資」の取扱開始
「事業ステップアップローン」の取扱開始
「ニュー・マイカーローンECO」の取扱開始
「一般融資(変動金利・年2回見直し)」の取扱開始
- 平成22年 9月 「教育ローン」の取扱開始
- 平成23年 1月 「メディカルローン」の取扱開始
北陸財務局による金融検査(金融円滑化)を受検
- 平成23年11月 第6次全銀システム開始
- 平成24年 8月 「オートローン」の取扱開始
「ドクターサポートローン」(事業性ローン)
「ドクターフリーローン」(非事業性ローン)
「ドクター教育ローン」(非事業性ローン)の取扱開始
- 平成25年 2月 「ビック・チャンス」の取扱開始
- 平成25年 3月 金融庁の金融検査を受検
(経営管理・信用リスク・市場リスク)

- 平成25年11月 「お客様ご利用アンケート」調査実施
- 平成26年 2月 「経営者保証に関するガイドライン」への態勢整備実施
- 平成26年 7月 創立50周年を迎える
- 平成26年11月 「借換え専用ローン」
「住宅ローン」の取扱開始

事業の組織



役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)

(平成27年6月13日現在)

理事長	近藤 邦夫(*)	理事	松田 健志(*)
専務理事	浮田 俊彦(*)	理事	浅井 恭一(*)
常務理事	桜井 正(*)	理事	津田 功雄(*)
理事	前田 義樹(*)	理事	田村 敏博(*)
理事	大平 政樹(*)	理事	中尾 義広(*)
理事	竹田 康男(*)	理事	宮下 隆司(*)
理事	安田 健二(*)	監事	木下 弘治(*)
理事	羽柴 厚(*)	監事	藤村 和昌(*)
理事	東野 義信(*)	監事	武村 肇(*)
理事	北村 学(*)	監事	北谷 秀樹(*)

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(*印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

《業績》

こうした経営環境の中、当組合は昨年7月9日「創立50周年」を迎えました。組合員の皆様並びに県医師会をはじめ各都市医師会及び関連諸団体のご支援に感謝し一昨年11月より1年間にわたり実施しました預金・貸出金の「創立50周年記念キャンペーン」の結果、預金は期末残高で278億9百万円、前期比16億52百万円の増加、6.31%の伸率と順調に推移致しました。一方、貸出金は、低金利のキャンペーン商品の投入の結果、事業性資金、消費性資金ともに旺盛な資金需要がありましたが、他金融機関による低金利攻勢、余資による繰上償還等により、期末残高で40億61百万円、前期比△92百万円の減少、伸率も△2.21%の減少となりました。

そして、平成26年度決算は、資金運用収益の増加、債券売却益等により業務収益は前期比大幅に増加いたしました。創立50周年記念事業関連費用、与信費用が増加したこと等により経常収益が3億47百万円、一方、経常費用は2億65百万円、経常利益82百万円、税引後当期純利益41百万円となりました。

会計監査人の氏名又は名称

(平成27年3月末現在)

新日本有限責任監査法人

事業方針

■基本理念・・・地域医療の発展に貢献いたします

当組合は、医業間の協調精神、相互扶助精神に基づき医業界の金融機関として、金融を通して医業の経営安定、医師の多彩なライフスタイルを応援するとともに、地域医療の発展に貢献することを基本理念としています。

■経営方針・・・健全経営に徹します

基本理念に基づき業域信用組合としての社会的使命を果たすべく、経営の健全性確保に努め、経営基盤の強化を図り、組合員の事業発展に貢献いたします。

《当組合の経営姿勢と考え方》

○経営の健全性の確保

経営には、安全性、収益性、効率性の確保が求められています。

自己責任原則による経営をすすめ、経営のディスクロージャーを通じて当組合の経営について組合員の理解を深めると共に「コンプライアンス」と「リスク管理態勢」及び「内部管理態勢」の強化を図ります。

○経営体質の強化

安定的な収益の確保によって経営体質の強化に努めてまいります。

○医業経営へのお手伝い

当組合は石川県下の医業界を背景とした業域信用組合であります。

従って、医業経営のためのお手伝いを積極的に行なうことにより、充実した金融サービスを提供しながら医業経営を側面から支援し、「地域医療」の発展に貢献いたします。

平成26年度 経営環境・事業概況

《金融経済環境》

平成26年度我が国経済は、いわゆる「アベノミクス」が前年に引き続き協力を推し進められ、円安・株高が進行した結果、大手企業の業績の回復、また株高による資産効果により消費マインドの改善も進みました。一方、4月の消費税引き上げの反動、急激な円安の進行により輸入物価が高騰した結果、個人消費が低迷、中小企業・小規模事業者の景況感が回復するに至っていない状況にあります。

平成27年度については、米国景気的好調が世界経済を牽引する中で、日本でも消費税の増税の先送りによる家計の負担増が回避されること、成長戦略の効果が浸透するとともに雇用・所得環境の改善が進むことで、個人消費の回復期待から国内需要の持ち直しにつながり、景気は回復基調を維持すると見込まれます。

金融業界を見ますと、金融機関全体では、役務取引等の利益や有価証券関係損益が増加したものの、金融機関相互間の貸出金利競争の激化により貸出金利が更に低下するなど、資金利益の減少等により実質業務純益は減少し、全体として利鞘が縮小するなど収益面で先行きは厳しい状況が続いています。

当組合の顧客保護への取組み

■顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組めます。

2. お客さまへのご説明について

(1) 当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

(2) お客様に対する経営相談・経営指導及び経営改善等について、金融円滑化の観点より、適切な説明・対応に努めます。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について

(1) 当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

(2) お客様からの返済条件変更等負担の軽減に関する申込み・相談に対しては、迅速かつ誠実な対応に努めます。

4. お客さまの情報管理について

(1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。

(2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合業務の外部委託におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

■勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等にあたって、各種法令・規則等を遵守すると共に、次の各事項に基づき、適切な勧誘をおこないます。

1. お客さまの知識・ご経験等を考慮のうえ、お客さまの自主的な判断のために必要となる適切な情報提供を行ないます。

2. お客さまに対して、商品内容やリスクなど重要な事項に関する説明を行ない十分理解していただくよう努めます。

3. 良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって迷惑となる方法や不都合な時間帯での勧誘を行ないません。

4. 誠実・公正な勧誘に努め、事実ではない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘を行ないません。

5. 役職員に対する研修を充実し、金融商品に関する知識の充実に努めるとともに、適切な勧誘が行なわれる様、内部管理体制の強化に努めます。

6. 相談・苦情等受付窓口を設置し、お客さまからのご相談・苦情・ご要望および照会等に対し、親切を旨として誠実に対応いたします。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■ 組合員各位の要望・意見を把握するための取組み

当組合では、組合員の皆様のさまざまなご意見・ご要望を把握し、商品開発・サービスの質向上に繋げていくための仕組みづくりを進めています。

1. 「お客様相談窓口」を設置しております。お客様からの苦情・ご相談窓口としてご利用いただいております。

2. 「金融円滑化相談窓口」を設置しております。お客様への継続支援を目的とした相談窓口としてご利用いただいております。

3. 「お客様ご利用アンケート」を定期的の実施しております。「お客様の声」として全役職員に周知し、更なる改善を進めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

組合員の推移

(単位:人)

区 分		平成25年度末	平成26年度末
個	人	1,168	1,202
法	人	312	303
合 計		1,480	1,505

第51期通常総会について

■ 決議事項

第1号議案 第51期(平成26年度)事業報告書による事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)の承認の件
本件は原案どおり承認可決されました。

第2号議案 第52期(平成27年度)事業計画及び収支計画承認の件
本件は原案どおり承認可決されました。

第3号議案 定款の一部変更の件

第6条 組合員たる資格

第17条 除名

一所在不明組合員の要件。除名に必要な措置一

本件は原案どおり承認可決されました。

第4号議案 理事、監事の報酬決議の件

本件は原案どおり承認可決されました。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として職務手当・功勞金・勤務手当等を「役員退職規程」で定めております。

(2) 平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	14,076	14,500
監 事	912	1,000
合 計	14,988	15,500

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細」における役員に対する報酬です。

注2. 対象役員に該当する理事は16名、監事は4名です。

注3. 上記以外に支払った報酬等はありません。

経 理 ・ 経 営 内 容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	平成25年度	平成26年度
現金	36,620	48,647
預 け 金	9,708,285	9,465,000
買 入 手 形	-	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-
買 現 先 勤 定	-	-
債券貸借取引支払保証	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
金 銭 の 債 託	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
商 品 国 債 債	-	-
商 品 地 方 債	-	-
商 品 政 府 保 証 債	-	-
その他の商品有価証券	-	-
有 価 証 券	14,901,240	17,199,883
国 債 債	1,453,910	1,393,240
地 方 債	4,082,753	4,458,493
短 期 社 債	-	-
社 債	9,351,646	10,418,300
株 式	12,930	14,670
そ の 他 の 証 券	-	915,180
貸 出 金	4,153,676	4,061,048
割 引 手 形	-	-
手 形 貸 付	144,048	100,451
証 書 貸 付	4,009,628	3,960,597
当 座 貸 越	-	-
外 国 為 替	-	-
外 国 他 店 預 け	-	-
外 国 他 店 貸	-	-
買 入 外 国 為 替	-	-
取 立 外 国 為 替	-	-
そ の 他 資 産	94,634	90,752
未 決 済 為 替 貸	-	-
全 信 組 運 出 資 金	37,500	37,500
前 払 費 用	-	-
未 収 収 益	50,585	48,792
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	-	-
先 物 取 引 差 金 勘 定	-	-
保 管 有 価 証 券 等	-	-
金 融 派 生 商 品	-	-
そ の 他 の 資 産	6,548	4,459
有 形 固 定 資 産	12,864	8,962
建 物	357	289
土 地	-	-
リ ー ス 資 産	4,211	2,725
建 設 仮 勘 定	-	-
その他の有形固定資産	8,295	5,948
無 形 固 定 資 産	134	55
ソ フ ト ウ ェ ア	124	45
の れ ん	-	-
リ ー ス 資 産	-	-
その他の無形固定資産	10	10
繰 延 税 金 資 産	-	-
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	-	-
債 務 保 証 見 返 金	101,030	94,873
貸 倒 引 当 金	△10,529	△65,573
(うち個別貸倒引当金)	(△-)	(△60,880)
資 産 の 部 合 計	28,997,957	30,903,651

科 目 (負債の部)	金 額	
	平成25年度	平成26年度
預 金	26,157,475	27,809,619
当 座 預 金	-	-
普 通 預 金	8,699,134	9,577,155
貯 蓄 預 金	-	-
通 知 預 金	-	-
定 期 預 金	16,064,102	16,812,576
定 期 積 金	1,382,594	1,408,861
そ の 他 の 預 金	11,645	11,025
譲 渡 性 預 金	-	-
借 入 金	-	-
借 入 金 越 越	-	-
当 座 借 手 形	-	-
再 割 引 手 形	-	-
売 渡 手 形	-	-
コ ー ル マ ネ ー	-	-
売 現 先 勤 定	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-
コマーシャル・ペーパー	-	-
外 国 為 替	-	-
外 国 他 店 預 け	-	-
外 国 他 店 借	-	-
売 渡 外 国 為 替	-	-
未 払 外 国 為 替	-	-
そ の 他 負 債	115,558	94,017
未 決 済 為 替 借	-	-
未 払 費 用	32,413	33,075
給 付 補 填 備 金	4,811	4,031
未 払 法 人 税 等	39,835	31,053
前 受 収 益	4,143	3,387
払 戻 未 済 金	2,210	4,322
職 員 預 り 金	11,802	12,199
先 物 取 引 受 入 証 拠 金	-	-
先 物 取 引 差 金 勘 定	-	-
借 入 商 品 債 券	-	-
借 入 有 価 証 券	-	-
売 付 商 品 債 券	-	-
売 付 債 券	-	-
金 融 派 生 商 品	-	-
リ ー ス 債 務	4,321	2,825
資 産 除 去 債 務	-	-
そ の 他 の 負 債	16,020	3,122
賞 与 引 当 金	2,626	2,540
役 員 賞 与 引 当 金	-	-
退 職 給 付 引 当 金	13,614	13,268
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12,877	12,724
特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	-	-
繰 延 税 金 負 債	116,241	187,867
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	-	-
債 務 保 証 証	101,030	94,873
負 債 の 部 合 計	26,519,424	28,214,909
(純資産の部)		
出 資 金	116,599	115,143
普 通 出 資 金	116,599	115,143
優 先 出 資 金	-	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
資 本 剰 余 金	-	-
資 本 準 備 金	-	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	2,026,934	2,061,943
利 益 準 備 金	115,711	116,599
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,911,223	1,945,344
特 別 積 立 金	1,760,000	1,835,000
(うち目的積立金)	-	-
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又 は 当 期 未 処 理 損 失 金)	151,223	110,344
自 己 優 先 出 資 金	-	-
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
組 合 員 勘 定 合 計	2,143,533	2,177,086
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	334,999	511,655
繰 延 ヘ ッ シ 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	334,999	511,655
純 資 産 の 部 合 計	2,478,532	2,688,741
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	28,997,957	30,903,651

(注)

- 以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物(建物付属設備)	13年
その他	3年~39年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上することになっておりますが、当期の役員賞与は支給しないことから計上しておりません。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)

年金資産の額	336,481百万円
年金財政計算上の給付債務の額	323,166百万円
差引額	13,315百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(平成25年4月分~平成26年3月分)

0.059%

- 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高29,865百万円及び別途積立金43,180百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間18年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、特別掛金1,292千円を費用処理している。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末支給額を引当てしております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上することとなっておりますが、該当はございません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 46,375千円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 33,136千円
- 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。また、延滞債権額は60,880千円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,594千円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は83,474千円であります。なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産
預け金 700,000千円(全信組連/名古屋 為替決済保証金)
担保資産に対応する債務はありません。

- 出資1口当たりの純資産額は23,351円32銭です。
- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、預け金、有価証券及び事業地域内のお客様に対する貸出金です。有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、その他有価証券及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替変動のリスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制

- 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、信用リスク管理担当理事を所管として行われ、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

- 市場リスクの管理

- (i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。そして、日常的にはVAR、金利感応度分析によりモニタリングを実施し、理事会に報告しております。

- (ii)為替リスクの管理

当組合は、保有有価証券における為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が定めた有価証券運用計画に基づき理事会の監督の下、資金運用規程・有価証券運用基準に従って行われています。

- (iv)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積立」であります。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、保有期間240日、観測期間5年間で計測される99パーセントイル値金利変動幅を用いた経済価値の変動を市場リスク量として、定量的分析を行っております。算出に当たっては、再評価法を用い、金利が99パーセントイル変動幅だけ変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の変化の大きさをを用いて当該リスク量としています。

2015年3月31日において、当該リスク量の大きさは216百万円になります。ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は捕捉できません。また99パーセントイル変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては

一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	9,465	9,495	30
(2)有価証券	17,197	17,202	4
満期保有目的の債券	1,139	1,144	4
その他有価証券	16,057	16,057	-
(3)貸出金(*1)	4,061		
貸倒引当金(*2)	△65		
	3,995	4,121	125
金融資産計	30,658	30,818	160
(1)預金積金(*1)	27,809	27,849	40
金融負債計	27,809	27,849	40

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

〈金融資産〉

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①と②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

〈金融負債〉

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	2,100
合 計	2,100

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下27まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(時価が貸借対照表計上額を超えるもの)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 千円	- 千円	- 千円
地方債	149,913	152,970	3,056
短期社債	-	-	-
社 債	740,000	744,072	4,072
その 他	-	-	-
小 計	889,913	897,042	7,128

(時価が貸借対照表計上額を超えないもの)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 千円	- 千円	- 千円
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	150,000	149,625	△375
その 他	100,000	97,530	△2,470
小 計	250,000	247,155	△2,845
合 計	1,139,913	1,144,197	4,283

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	12,570 千円	10,650 千円	1,920 千円
債 券	14,836,640	14,137,983	698,656
国 債	1,393,240	1,307,666	85,573
地方債	4,308,580	4,099,268	209,311
短期社債	-	-	-
社 債	9,134,820	8,731,048	403,771
その 他	617,960	600,000	17,960
小 計	15,467,170	14,748,633	718,536

(貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	- 千円	- 千円	- 千円
債 券	393,480	401,944	△8,464
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	393,480	401,944	△8,464
その 他	197,220	200,000	△2,780
小 計	590,700	601,944	△11,244
合 計	16,057,870	15,350,577	707,292

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,854,194 千円	46,771 千円	- 千円

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	600,000 千円	3,740,000 千円	6,900,000 千円	4,300,000 千円
国 債	-	100,000	700,000	500,000
地方債	-	1,250,000	1,900,000	1,100,000
短期社債	-	-	-	-
社 債	600,000	2,390,000	4,300,000	2,700,000
その 他	-	-	-	100,000
合 計	600,000	3,740,000	6,900,000	4,400,000

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	4,115 千円
役員退職慰労引当金	3,519
賞与引当金	702
貯蔵品	601
未払事業税	2,242
その 他	108
貸倒引当金	14,380
繰延税金資産 小 計	25,669
評価性引当額	17,899
繰延税金資産 合 計	7,770
繰延税金負債	
有 価 証 券	195,637
繰延税金負債 合 計	195,637
繰延税金負債の純額	187,867 千円